

通達新旧対照条文

○外航運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について  
 (平成17年4月21日 国総貨複第23号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>一 (略)</p> <p>二 第一種貨物利用運送事業</p> <p>I 申請の方法</p> <p>1 登録申請書                      (略)</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 業務の範囲</p> <p>特段の必要がない限り、「<u>一般事業</u>」と記載させること。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書(以下「貨物利用運送契約書」とする。)の写し。</p> <p>原則として貨物利用運送契約書の写し(申請時において契約が締結されていない場合には、<u>契約書(案)</u>に代えることができる。この場合、登録日までに(新設法人の場合は、会社設立後速やかに)契約書の写しを提出させること)を添付することとするが、外航海運事業における商取引慣行上、貨物利用運送契約書の添</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 第一種貨物利用運送事業</p> <p>I 申請の方法</p> <p>1 登録申請書                      (略)</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 業務の範囲</p> <p>特段の必要がない限り、「<u>特に限定なし</u>」と記載させること。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書(以下「貨物利用運送契約書」とする。)の写し。</p> <p>原則として貨物利用運送契約書の写しを添付することとするが、外航海運事業における商取引慣行上、貨物利用運送契約書の添付が困難である場合には、運賃の収受に関する書類等に代えることができる。</p>

付が困難である場合には、運賃の收受に関する書類等に代えることができる。

- (4) 規則第4条第2項第3号に規定する「貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類」については、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所等（貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設を含む。）の使用権原を有することを証する書類（宣誓書）を添付させるものとする。ただし、営業所及び保管施設の所在地の変更に係る事業計画又は集配事業計画の変更の届出の場合にあつては、規則第4条第3項の規定に基づき、当該書類の添付を省略することができるものとする。

(5) (略)

## II 登録（変更登録）に当たつての具体的処理基準

(略)

### 1 事業計画（施設）の適切性

- (1) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであること。

(2) (略)

2 3 (略)

## 三 第二種貨物利用運送事業

### I 申請の方法等

- (4) 規則第4条第2項第3号に規定する「貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類」については、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所等（貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設を含む。）の使用権原を有することを証する書類を添付させるものとする。ただし、営業所及び保管施設の所在地の変更に係る事業計画又は集配事業計画の変更の届出の場合にあつては、規則第4条第3項の規定に基づき、当該書類の添付を省略することができるものとする。

(5) (略)

## II 登録（変更登録）に当たつての具体的処理基準

(略)

### 1 事業計画（施設）の適切性

- (1) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり、規模が適切なものであること。

(2) (略)

2 3 (略)

## 三 第二種貨物利用運送事業

### I 申請の方法等

(略)

1 事業計画

(1) ～ (4) (略)

(5) 業務の範囲

特段の必要のない限り、「一般事業」と記載させること。

(6) ～ (8) (略)

2 (略)

3 添付書類

(1) (略)

(2) 貨物利用運送契約書の写し

原則として貨物利用運送契約書の写し(申請時において契約が締結されていない場合には、契約書(案)に代えることができる。この場合、許可日までに(新設法人の場合は、会社設立後速やかに)契約書の写しを提出させること)を添付することとするが、外航海運事業における商取引慣行上、貨物利用運送契約書の添付が困難である場合には、運賃の收受に関する書類等に代えることができる。

(3) 規則第19条第1項第2号に規定する「貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類」については、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所等(貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設を含む。)の使用権原を有することを証する書類(特定二種の集配営業所等以外については宣誓書)を添付させるものとする。ただし、営業所及び保管施設の所在地の変更に係る事業計画又は集配事業計画の変更の届

(略)

1 事業計画

(1) ～ (4) (略)

(5) 業務の範囲

特段の必要のない限り、「特に限定なし」と記載させること。

(6) ～ (8) (略)

2 (略)

3 添付書類

(1) (略)

(2) 貨物利用運送契約書の写し

原則として貨物利用運送契約書の写しを添付することとするが、外航海運事業における商取引慣行上、貨物利用運送契約書の添付が困難である場合には、運賃の收受に関する書類等に代えることができる。

(3) 規則第19条第1項第2号に規定する「貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類」については、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所等(貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設を含む。)の使用権原を有することを証する書類を添付させるものとする。ただし、営業所及び保管施設の所在地の変更に係る事業計画又は集配事業計画の変更の届出の場合にあつては、規則第19条第2項の規定に

出の場合にあつては、規則第19条第2項の規定に基づき、当該書類の添付を省略することができるものとする。

- (4) 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書については、過去三か年分を添付するものとする。ただし、「損益計算書」については、規則第19条第2項の規定に基づき、当該書類の添付を省略することができるものとする。

(5) (略)

4 (略)

II 許可（事業計画変更認可）に当たつての具体的処理基準

(略)

1 (略)

2 事業計画の適切性

(1) (略)

- (2) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有  
使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。

また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであること。

(3) (略)

- (4) 海外の仕向地における仕分体制を自ら整備しているか又は仕分  
代理店との委託契約若しくは委託契約締結の予定があること（この場合、契約書（案）を提出させ、許可日までに（新設法人の場合、会社設立後速やかに）契約書の写しを提出させること）。

基づき、当該書類の添付を省略することができるものとする。

- (4) 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書については、過去三か年分を添付するものとする。

(5) (略)

4 (略)

II 許可（事業計画変更認可）に当たつての具体的処理基準

(略)

1 (略)

2 事業計画の適切性

(1) (略)

- (2) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有  
使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。

また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり、規模が適切なものであること。

(3) (略)

- (4) 海外の仕向地における仕分体制を自ら整備しているか又は仕分  
代理店との委託契約があること。

3 事業適確遂行能力

(1) (略)

(削る)

(2) 組織・経営主体

貨物利用運送事業の遂行に必要な組織及び法令知識を有し、事業運営に関する指揮命令系統が明確であり、法第22条に規定する欠格事由に該当しないものであること。

4 集配事業計画の適切性

(削る)

(1) (略)

(2) 集配業務を他の者に委託する場合

① 集配営業所

・ 集配営業所については、それぞれの仕立地ごとに設置することを原則とするが、当該事務所と集荷業務の受託者との間の業

3 事業適確遂行能力

(1) (略)

(2) 過去数年間の健全経営

過去3か年程度法人の経常収支が健全であること。(新たに法人を設立する場合にあっては、健全な経営が行われるものと認められるものであること。)

(3) 組織・経営主体

貨物利用運送事業の遂行に必要な組織及び法令知識を有し、事業運営に関する指揮命令系統が明確であり、法第22条に規定する欠格事由に該当しないものであること。

4 集配事業計画の適切性

(1) 集配体制

・ 集配営業所ごとに集配車両2両以上を含む集配体制が整っていること。

・ 自己の車両で集配をする場合にあっては、当該集配業務に適切な構造を有する事業用自動車の使用権原を有すること。

(2) (略)

(3) 集配業務を他の者に委託する場合

① 集配営業所

・ 集配営業所については、それぞれの仕立地ごとに設置することを原則とするが、当該事務所と集荷業務の受託者との間の業

務委託契約書又は契約書（案）（この場合、許可日までに（新設法人の場合は、会社設立後速やかに）契約書の写しを提出させること）により集荷業務の遂行が可能と認められる場合には、集配事業計画に集配業務を統括する自社の営業所を集配営業所として記載すればよいこととする。

② 集配業務の委託先

受託者が外航運送に係る第二種貨物利用運送事業者であること又は海上貨物の集配のための必要な体制を有している一般貨物自動車運送事業者であること。

四  
(略)

務委託契約書により集荷業務の遂行が可能と認められる場合には、集配事業計画に集配業務を統括する自社の営業所を集配営業所として記載すればよいこととする。

② 集配業務の委託先

受託者が外航運送に係る第二種貨物利用運送事業者であること又は海上貨物の集配のための必要な体制を有している一般貨物自動車運送事業者であること。

四  
(略)